

【声明】 科学技術基本法改正案に反対する

改正案に反対

第 201 回通常国会に提出された「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」による各法改正には問題点を多く含むが、その基幹である科学技術基本法の改正について、以下のとおり反対の見解を表明する。

科学技術基本法の趣旨の根本的変質

1. 改正案は、法の目的の変更や振興方針の大幅な変更などにより基本法の趣旨を大きく変質させ、科学・技術を「イノベーションの創出」推進のための手立てとして従属させることが懸念される。
2. 「効果的かつ効率的」な研究開発推進や資金使用の規定は、学術や科学・技術の調和のとれた発展を阻害するおそれがある。また、成果の「適切な保護」の追加は、科学技術の軍事利用に途を開くおそれもある。
3. 第 1 条の「科学技術(人文科学のみに係るものを除く)」の()書きの削除自体は、遅すぎた反省なきは正に過ぎず、この削除をもって科学技術基本法改正の肯定的側面であると評価することはできない。
4. 必要ならば、科学技術基本法とは別に、「イノベーション創出促進基本法」案を提案し、十分議論すべきである。

すべては「イノベーションの創出」のために一学術基盤の縮減(崩壊?)を危惧する

- (1)〔法律の本旨の変質〕改正法は、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」(第 2 条第 2 項)の振興施策を定め、推進することで、研究開発の成果をもっぱら「イノベーションの創出」(改正法第 2 条第 1 項によれば、必ずしも発明・発見、開発によることを必要としない)に動員しようとするものである。
- (2)〔人文・社会科学の動員〕第 1 条の「除く」規定を削除する狙いは、前記法律の本旨の変更に伴い、人文・社会科学を動員することにある。AI、バイオ、自動運転等々、人文・社会科学からの検討を要する「イノベーション」関連分野が増加しているなか、文系分野に「(科学技術)イノベーションムラ」(イノベーションを利権とする集団)を形成しかねない。
- (3)〔調和・均衡の軽視と歪み〕現行第 2 条を受け継ぐ改正法の新第 3 条は 2 項構成から 6 項構成に拡大することにより、現行第 2 条 1 項、2 項にある「調和」への配慮を希釈すると共に、「科学技術の振興との有機的な連携」(新第 3 条第 4 項)のように、科学技術の振興を「イノベーションの創出」に寄与するものに重点化していくことを狙っている。
また、「国の試験研究機関、研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる有機的な連携」(新第 3 条第 2 項)は、日米同盟下の軍事研究への総動員の仕組みとなる懸念がある。
新第 3 条第 2 項の「学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進」は、研究者の創造性を発揮させることができるような基盤的経費の拡充がなければ、学術研究縮減による格差の継続になりかねない。利益相反排除や社会的公正の課題、経済格差や情報格差の縮小、核廃絶や軍事費縮減等の課題、SDGs や UNESCO 宣言、ILO 諸条約等の国際的約束への留意等々こそ、「振興方針」に明示することが必要である。
- (4)〔振興方針の枠内で大学・国研の責務を規定〕新第 6 条、第 7 条では、あくまでも「振興方針」の枠内で、「科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応」、人材育成、研究開発と成果の普及に「自主的かつ計画的に努める」と規定し、課題解決、イノベーション重視型の活動を「自主」の名で押し付けるものである。
- (5)〔基本計画の策定に当たってはアカデミアの意見を尊重すべき〕「科学技術・イノベーション基本計画」(新第 12 条)の策定に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議の議を経るのみならず、日本学術会議など科学アカデミアの意見の聴取や尊重を規定する必要がある。なお、「基本計画」では、研究者等の外、新事業創出の人材や支援人材の確保、養成、資質向上、処遇確保の施策が追加される。このように政府の計画に沿って起業家等を育てるのでは、常識で予期できない画期的イノベーションはむしろ阻害されるおそれがある。
- (6)〔情報公開より保護管理を優先〕「研究開発の成果の適切な保護」で国に「必要な施策」を求める新第 19 条では、秘匿の強制や秘密特許制度の創設を策す等のおそれがあり、今後の動きに厳重な監視が必要となる。
- (7)〔「イノベーションの創出」が必要ならば別の基本法で〕科学技術基本法とは、「イノベーションの創出」に対する直接的な寄与の有無にかかわらず、科学技術の水準向上を図ることで、経済・社会の発展と国民福祉の向上に寄与し、科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するという国の政策の根本姿勢を定める法律である。仮に、イノベーション促進にも基本法が必要ならば、「イノベーション創出促進基本法」案を別途提案し、科学技術の成果の活用のあり方等を定めたうえで、関係者の意見を十分聴取し、国会において活発な議論を進めるべきである。

2020 年 3 月 16 日

日本科学者会議幹事会
日本科学者会議科学・技術政策委員会